

小川小学校・橘小学校 跡地利活用方針

(案)

令和元年 8 月

小美玉市

目 次

1. 小川小学校	1
----------	---

(1) 学校跡地利活用の方向性

(2) 既存施設等の取扱い

(3) 想定されるスケジュール

2. 橘小学校	3
---------	---

(1) 学校跡地利活用の方向性

(2) 既存施設等の取扱い

(3) 想定されるスケジュール

【参考資料】

小美玉市学校跡地利活用基本方針	5
-----------------	---

1. 小川小学校

(1) 学校跡地利活用の方向性

子どもたちが安心して遊べる広場や市民の交流拠点として活用する。なお、個別施設計画^{※1}において、老朽化が進む小川公民館のあり方を検討する際には、機能等の移転候補地としての活用についても検討する。

(2) 既存施設等の取扱い

校舎は、耐用年数が経過していることから原則解体する。ただし、公共建築物として活用するにあたっては、必要な対策を行う。

校庭は、地域の広場として活用し、災害時は避難場所として活用する。

体育館は、地域住民やスポーツ団体等に開放し、災害時には、避難所として活用する。

プールは、できるだけ早い時期に解体する。

急傾斜地については、安全のために必要な対策を行う。

(3) 想定されるスケジュール

- ・令和元年度：体育館の開放（継続利用を確保）

校庭の暫定開放

プールの解体

- ・令和2年度：校舎等の解体又は公共建築物として活用するための対策
- ・令和4年度：急傾斜地の安全対策

※上記スケジュールについては目安であり、状況に応じて柔軟に見直すこととする。

<用語解説>

個別施設計画^{※1}

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

小川小学校既存施設等の取扱い

<校舎>

耐用年数が経過していることから、原則解体する。
ただし、公共建築物として活用するにあたっては
必要な対策を行う。

<体育館>

地域住民・スポーツ団体等に開放、
災害時には避難所として活用する。

<プール>

できるだけ早い時期に
解体する。

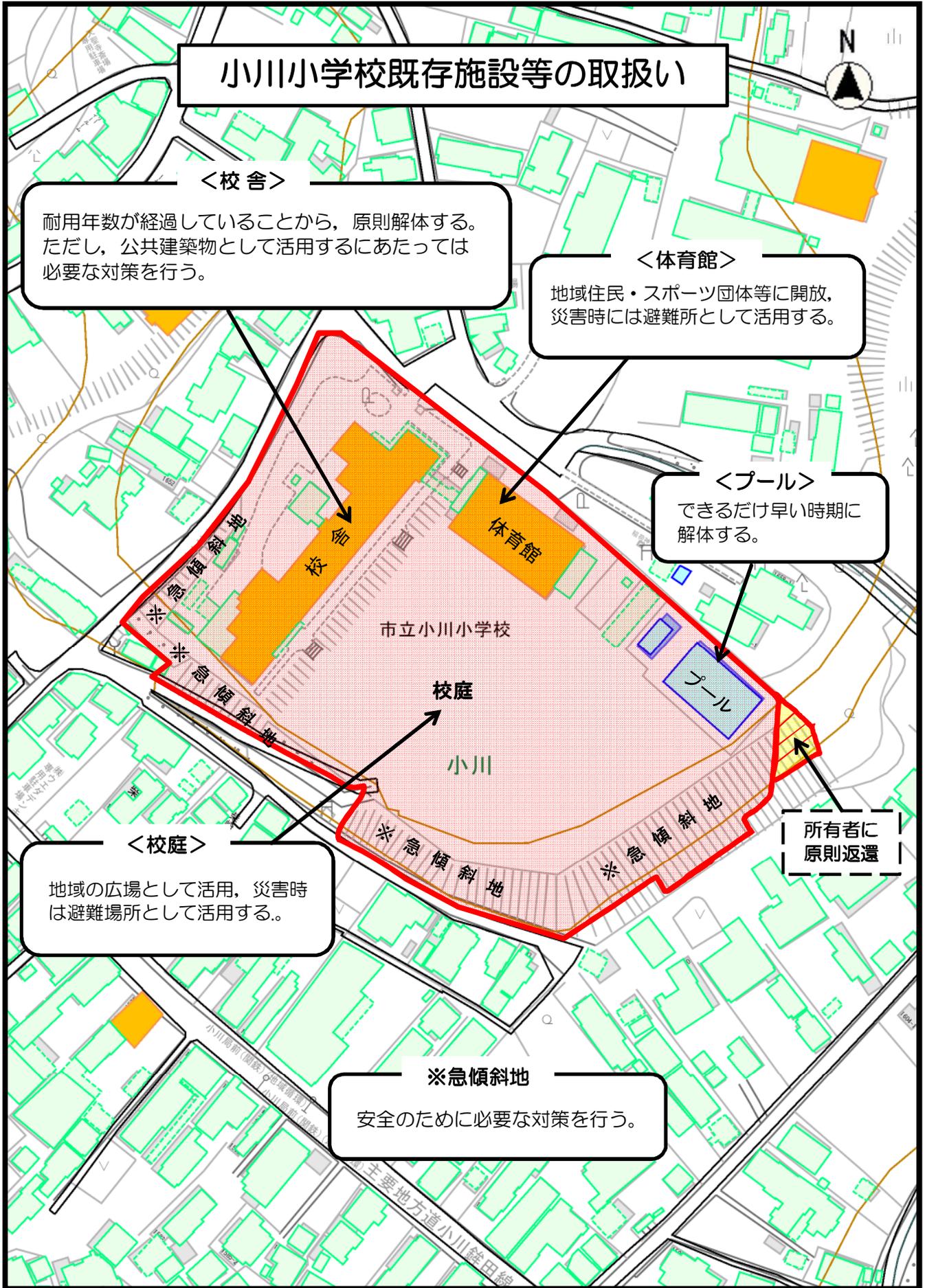
<校庭>

地域の広場として活用、災害時
は避難場所として活用する。

所有者に
原則返還

※急傾斜地

安全のために必要な対策を行う。



2. 橘小学校

(1) 学校跡地利活用の方向性

小川運動公園の補完的な利活用を図り、スポーツを中心に地域の子どもたちから高齢者までの多世代が集う交流の広場として活用する。

(2) 既存施設等の取扱い

校舎は、老朽化及び未耐震化のため解体する。なお、騒音区域内であることを考慮し、解体後のスペースに新たな公共建築物は原則設置せずに、駐車場や広場等として活用する。

校庭は、地域の広場として活用し、災害時は避難場所として活用する。

体育館は、地域住民やスポーツ団体等に開放し、災害時には、避難所として活用する。

プールは、校舎解体時に併せて解体する。

(3) 想定されるスケジュール

- ・令和元年度：体育館の開放（継続利用を確保）

校庭の暫定開放

- ・令和3年度：校舎等及びプールの解体

※上記スケジュールについては目安であり、状況に応じて柔軟に見直すこととする。

橋小学校既存施設等の取扱い

<校舎>

老朽化・未耐震のため解体する。解体後は新たな公共建築物は原則設置しない。

校舎3 校舎4

所有者に
原則返還

校舎2

市立橋小学校
校庭

校舎1

プール

体育館

<校庭>

地域の広場として活用、災害時は避難場所として活用する。

<プール>

校舎解体時に併せて解体する。

消防機庫
建設予定地

<体育館>

地域住民やスポーツ団体等に開放、災害時には避難所として活用する。

小美玉市学校跡地利活用基本方針

1. 目的及び経緯

少子化による児童生徒数の減少により、学校を取り巻く教育環境は大きく変化しており、本市ではこれに対応するため、平成 24 年 6 月に「小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針」を、平成 27 年 2 月には「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」をそれぞれ策定しました。これらの計画を基に、小川小・橘小の統合による小川南小学校，玉里小・玉里北小・玉里東小・玉里中による義務教育学校，野田小・上吉影小・下吉影小・小川北中による義務教育学校の開校に向けた取り組みを進めておりますが、跡地となる校舎及び体育館等の施設をどのように利活用すべきかが課題となっています。

公共施設については、本市が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を図るため、平成 28 年 3 月に「小美玉市公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画との整合性を図りながら、規模配置適正化に伴う学校跡地の利活用についての基本的な考え方等を定める「小美玉市学校跡地利活用基本方針」を策定します。

対象校	統合時期	統合校の場所	備考
小川小・橘小	平成 31 年 4 月	旧小川南中学校	
玉里小・玉里北小・玉里東小	平成 33 年 4 月	玉里中学校	玉里中学校との義務教育学校
野田小・上吉影小・下吉影小	平成 35 年 4 月	小川北中学校	小川北中学校との義務教育学校

2. 学校跡地利活用の基本的な考え方

(1) 公共施設等の適正化

小美玉市総合計画，小美玉市公共施設等総合管理計画，小美玉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンとの整合性を図りながら，中・長期的な視野から公共施設等の適正化を目指します。

(2) 耐震強度のない施設等

昭和 56 年に改正された建築基準法の耐震基準を満たしていない施設は，耐震補強をせずに原則として解体します。また，プールについても，原則として解体します。

(3) 土地所有者への土地の返還

借地している土地は、当該学校跡地での事業展開の必然性が特に認められない限り、原則として速やかに所有者へ土地の返還を行うものとします。

(4) 地域の意向を踏まえた活用

学校は、地域コミュニティや地域活動を支える中心的な場を担ってきた経緯を踏まえ、地域の意向に配慮した活用方法を検討します。

(5) 民間事業者等による活用

財政運営の改善と効率化のために、民間事業者等へ学校跡地の売却や有償貸付を行うなどの活用についても検討します。

(6) 暫定利用について

学校施設については、統合となった後に教育財産としての用途廃止の手続きに相応の時間を要します。よって、統合後ただちに利活用が図れるものではないため、用途が決定し正式な利活用が図られるまで、校庭や体育館については、暫定的に地域に開放いたします。

3. 跡地利活用における優先順位

跡地利活用にあたっての優先順位は、前述「2. 学校跡地利活用の基本的な考え方」を踏まえた上で、下記の項目順とします。

(1) 本市事業による利活用

対象地において、市が行政目的で利活用（転用）することが検討される場合は、事業展開の可能性を優先して検討します。

(2) 公共・公益的団体等による利活用

他の公共団体や、福祉・教育施設など公益的な事業を民間事業者等が行う要望等があれば、これら事業展開による利活用を検討します。

地域活動を支える地域コミュニティの場として、地域が施設の利活用、維持管理、運営など事業計画等の提示により学校跡地を利活用したい要望があったときは、利活用内容を精査した上で検討するものとします。

(3) 民間事業者等による利活用

公共・公益的な利活用が見込まれない跡地については、売却を基本に有償貸付も含め、民間事業者等による利活用を検討します。

民間事業者等の他団体による跡地利活用については、市全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性ととともに市や地域へ与える影響などを十分に考慮した上での利活用とします。

4. 各学校跡地の状況

小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画による閉校施設一覧

学校名 項目	小川小	橋小	玉里北小	玉里東小	野田小	上吉影小	下吉影小	
閉校予定年度	H31	H31	H33	H33	H35	H35	H35	
敷地面積	19,956㎡	15,287㎡	12,887㎡	10,248㎡	16,019㎡	20,208㎡	24,454㎡	
(うち借地面積)	(167㎡)	(690㎡)			(673㎡)	(441㎡)		
校舎1	建築年	S45.3	S35.3	S54.11	S51.1	S44.3	S42.3	H15.3
	構造	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
	階層	3	2	3	2	2	3	2
	延床面積	1,580㎡	811㎡	1,770㎡	1,397㎡	1,176㎡	1,860㎡	3,609㎡
	耐震診断	補強済 0.87	要補強 0.25	補強済 0.90	適合 0.79	補強済 0.73	補強済 0.88	新耐震基準
	国庫補助	S44, H25	S34	S53	S50	S43, H24	S41, H22	H14
校舎2	建築年	S46.2	S41.3	S57.2	S62.3	S48.3	S58.3	
	構造	RC	RC	RC	RC	RC	RC	
	階層	3	2	3	2	2	3	
	延床面積	1,895㎡	1,158㎡	509㎡	277㎡	633㎡	363㎡	
	耐震診断	補強済 0.87	要補強 0.59	新耐震基準	新耐震基準	適合 0.79	新耐震基準	
	国庫補助	S45, H25	S40	S56	S61	S47, H24	S57	
校舎3	建築年		S54.3			S52.3		
	構造		RC			RC		
	階層		2			2		
	延床面積		329㎡			578㎡		
	耐震診断		適合 1.65			適合 0.92		
	国庫補助		S53			S51		
校舎4	建築年		H06.3					
	構造		RC					
	階層		2					
	延床面積		304㎡					
	耐震診断		新耐震基準					
	国庫補助		H05					
体育館	建築年	S48.3	S48.3	S56.3	S54.2	S50.3	S50.3	H15.3
	構造	S	S	S	S	S	S	RC
	階層	2	2	1	1	2	2	1
	延床面積	666㎡	624㎡	708㎡	651㎡	583㎡	510㎡	1,044㎡
	耐震診断	補強済 0.93	補強済 0.77	適合 0.97	適合 0.78	補強済 0.72	補強済 0.76	新耐震基準
	国庫補助	S47, H24	S47, H27	S55	S53	S49, H25	S49, H22	H14

※国庫補助は、竣工及び耐震補強工事のみを記載

※玉里小学校は、義務教育学校の課外活動の場として利用。

5. 学校跡地の具体的な利活用の検討

学校跡地の具体的な利活用にあたっては、本方針を踏まえ、統合の時期を目標としてそれぞれ個別具体的な計画を作成するものとします。検討にあたっては、全市的な視点からの施設の必要性や地域間バランス、地域コミュニティへの効果など、総合的な見地にに基づき、検討を進めていくものとします。